

医療法人 原会

指定認知症対応型共同生活介護

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム 銘仙の家

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人 原会が開設するグループホーム『銘仙の家』(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)が、要支援および要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要支援および要介護であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 事業所の職員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援及び療養上の世話を行なうことにより、要介護状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう支援を行い利用者の心身の維持回復を図り、もって要介護者の生活機能の維持向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示しあらかじめ本人および家族の同意を得た上で取り扱うものとし、個人情報保護法に立つて個人情報などの管理に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名 称 グループホーム銘仙の家
- 二、所在地 群馬県伊勢崎市平和町19-10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに自らも指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二、介護従業者 常勤換算3名以上(うち1人以上常勤)
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三、計画作成担当者 常勤1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

四、看護師 1名以上

看護師は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員および居室の数)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

事業所の居室の数は9室とする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一、利用者の心身の状況に応じた介護
- 二、食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三、利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きなど
- 五、その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料は「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は、その家族に対し当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一、食材料費
- 二、理美容代
- 三、家賃

- 四、おむつ代及びその他、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜上のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

- 3 前項の利用料に関して具体的な額は、別紙「利用料金表」のとおりとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一、入居に際しては、主治医の診断書等を提出し認知症状を有することが確認できる者であること。
- 二、利用者は努めて健康に留意すること。
- 三、健康状態に異常がある場合には従業者にその旨、申し出ること。

- 四、特段の事情がない限り事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。
- 五、食事その他、家事等には可能な限り協力すること。
- 六、定められた場所以外及び時間以外に喫煙、飲酒をしてはならない。
- 七、他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 八、次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一、虐待を防止のための対策を検討する委員会
- 二、虐待の防止のための指針
- 三、虐待の防止のための従業員に対する研修
- 四、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

- 2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等に関する事項）

第10条 利用者または他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行なわない。ただし利用者などの生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合、入居契約に定める契約者もしくは、身元引受人と期間、方法などの協議し同意を得た上で、身体的拘束を行なうこともある。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3か月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三、介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（非常災害対策）

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防設備・救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし事業所はこの計画に基づき毎年5月及び10月に総合訓練を行う。

（業務継続計画の策定）

第12条 施設は、感染症や食中毒、または非常災害の発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画（BCP＝BusinessContinuityPlan）を策定し、研修の実施、訓練の実施をおこなわなければならない。

(看取りに関する方針)

- 第13条 利用者の病状が終末期（ターミナル）であり、下記のいずれにも該当する場合においては、その意思に基づき当該事業所での生活を継続させ、身体面、精神面、環境面においてより質の高い支援を家族の理解と協力のもと主治医、看護職員、介護職員、生活相談員などの職種において行います。
- 2 利用者の病状が主治医の診療に基づき入院治療など積極的な治療の適用外として、常時医療機関において治療を要する状態ではないと判断されること。
 - 3 在宅における緩和ケア（対症的な治療）の対象となり本人、家族がその内容や治療方針に同意していること。
 - 4 上記2，3の状態にあっても利用者、家族が当該事業所での入居継続を希望していること。

(感染症)

- 第14条 当事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともにその結果について職員に周知徹底する
 - 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 前号に定める指針に基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。

(要望及び苦情処理)

- 第15条 当事業所は提供したサービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の処理システムは、サービス向上委員会で定めるものとする。
苦情窓口・連絡先 0270-20-1211
介護保険相談窓口：
群馬県国民健康保険団体連合会 連絡先 027-290-1323
伊勢崎市介護保険課 連絡先 0270-27-2743
この他、お住まいの地域の各市町村介護高齢課
 - 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付ける為に所定の場所に「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条 当事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 事故が発生した場合の対応、次の各号に規定する報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 3 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態を生じた場合に、当該事実が確認され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 4 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

- 5 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他の重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告しなければならない。
- 6 前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。
- 7 利用者に対するサービス提供より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(サービスの質の評価)

- 第17条 当事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたってはサービス向上委員会を組織して行うこととする。
- 2 前項に定めるサービス向上委員会は、従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
 - 3 当事業所は、第一項に定めるサービス向上委員会の評価を要約し、公表するように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 当事業所の職員又は職員であった者は、業務上の知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

(協力医療機関等)

- 第19条 利用者の病状の急変及びサービス提供のため、協力医療機関等を以下に定める。

一、協力医療機関

伊勢崎佐波医師会病院（伊勢崎市下植木481）

伊勢崎福島病院（伊勢崎市鹿島町556-2）

鶴谷病院（伊勢崎市境百々421）

旭ヶ丘診療所（伊勢崎市間野谷町135-1）

まゆ玉クリニック（伊勢崎市長沼町2664-1）

原病院（伊勢崎市境上武士898-1）

二、協力歯科医療機関

よこはま歯科（前橋市六供町1196-1）

三、協力介護老人保健施設

介護老人保健施設旭ヶ丘（伊勢崎市間野谷町135-1）

介護老人保健施設まゆ玉（伊勢崎市長沼町2664-1）

(調査への協力)

- 第20条 事業所は市町村が実施する定期的、又は随時行う調査に協力するとともにその結果に基づく指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第21条 事業所は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は包括支援センター職員により構成される運営推進会議を設置し、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

一、運営推進会議の構成

利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する市町村職員又は包括支援センター職員、事業所職員（管理者、計画作成担当者）

二、運営推進会議の開催

2カ月に1回

三、議題

事業所の状況、活動報告、評価、要望等の意見交換

四、議事録の作成と開示

議事録については、開催の都度、発言の記録を作成し館内において閲覧に供するとともに、全入居者及び身元引き取り人等に配布します。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第22条 居室、共有施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとしまた勤務体制の整備をする。

一、採用時研修 採用後1ヶ月以内

二、継続研修 年12回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項以外、運営に関する重要事項は医療法人原会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職場環境の整備)

第24条 施設は、施設内において、ハラスメントが発生しないよう措置を講じ、職場環境を整備しなければならない

付 則

この規定は、平成20年7月1日から施行する。
平成25年4月1日一部変更する。
平成26年6月1日一部変更する。
平成27年4月1日一部変更する。
平成27年8月1日一部変更する。
平成27年10月1日一部変更する。
平成30年4月1日一部変更する。
令和元年10月1日一部変更する。
令和2年4月1日一部変更する。
令和3年4月1日一部変更する。
令和6年4月1日一部変更する。
令和7年4月1日一部変更する
令和8年6月1日一部変更する